

# 食と農林水産業の振興に関する条例のあらまし

## 【前文】～ 制定の趣旨 ～

- ・ 本県の農林水産業を取り巻く生産及び経営の環境は、従事者の減少、高齢化等による担い手の不足や、農林水産物の価格低迷、生産資材の価格高騰などにより、一段と厳しさを増している。
- ・ 東日本大震災津波による甚大な被害からの回復の途上にあるなど、生産現場では、経営の継続に大きな不安を抱えている。
- ・ 本県の基幹産業である農林水産業を魅力ある産業として発展させていくためには、時代の変化に対応した岩手ならではの食と農林水産業の方向性を明らかにし、行政、農林水産業者、県民等が一体となってその振興に取り組むことが肝要である。
- ・ 県民の参加と協力の下、本県の農林水産業の持続的な発展と安全で安心な食の生産、供給を通じた県民の豊かな暮らしの実現を目指すため、この条例を制定する。

## 【第1条】～ 目的 ～

基本理念、施策の基本となる事項、県の責務・市町村、農林水産業者等及び県民の役割を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、本県における農林水産業の持続的な発展及び県民の安全で安心な暮らしの実現に寄与すること。

## 【第2条】～ 定義 ～

この条例における農林水産業者等、農林水産業関連産業の意義を定めること。

## 【第3条】～ 基本理念 ～

- ・ 農山漁村の地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林水産業経営が確立され、将来にわたって農林水産業が持続的に営まれること。
- ・ 食料の供給は、自然との調和を図りつつ、食の安全安心が確保され、多様化する消費者の需要に即するよう行われ、かつ、食料自給率の向上並びに農林水産業及び食品産業の健全な発展に資するよう行われるものであること。
- ・ 地産地消の推進は、県民の豊かな食生活の維持及び向上並びに地域の伝統的な食文化の継承及び発展に資するものであること。

## 【第4条～第7条】～ 関係者の責務・役割 ～

関係者	責務・役割の内容
県の責務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国、市町村、農林水産業者等及び県民と連携し、施策を総合的に推進すること。</li><li>・ 国に対して、食と農林水産業及び農山漁村の振興に関する施策の提言を積極的に行うこと。</li></ul>
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の特性に応じて、食と農林水産業の振興に関する施策を推進するよう努めること。</li></ul>
農林水産業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全安心かつ良質な農林水産物の供給の主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むこと。</li><li>・ 事業活動を行うに当たり、本県の農林水産物の利用の促進及び付加価値の創出、基本理念の実現に努めること。</li></ul>
県民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全で安心な食料を安定的に供給する機能を有する農林水産業及び農山漁村の重要性に対する理解を深めるとともに、食と農林水産業の振興に協力するよう努めること。</li></ul>

## 【第8条～第18条】～ 主要な施策 ～

- ・ 地域の特性を生かした農林水産業の推進
- ・ 農林水産業経営の安定等
- ・ 生産基盤の整備及び保全
- ・ 中山間地域等における生産活動の振興
- ・ 農林水産業の担い手の育成等
- ・ 安全安心かつ良質な農林水産物の生産及び供給の促進
- ・ 農林水産物の付加価値の向上等
- ・ 技術及び知識の向上
- ・ 地産地消の推進
- ・ 食育の推進
- ・ 関係団体との連携の強化

## 【第19条・第20条】～ 施策の推進 ～

- ・ 毎年度、食と農林水産業の振興に関して講じた施策の概要を公表すること。
- ・ 必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

## 【附則】

- ・ 平成27年4月1日から施行すること。ただし、第19条の規定は、平成27年度に実施する施策から適用すること。